

「2050年までの脱炭素社会を見据えて再生可能エネルギーの導入目標を策定する事業」の実施に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

2050年までの脱炭素化を見据えた再エネ導入目標（2050年の脱炭素化を見据え、地域における再エネポテンシャルや将来のエネルギー消費などを踏まえつつ、再エネの種類ごとの導入量や、利用量に関して作成する目標のこと。長期目標だけでなく中期目標を含む。）を作成する事業、円滑な再エネ導入のための促進エリア設置等に向けたゾーニング等の合意形成を図る事業及び官民連携で行う地域に裨益する再エネに関する事業の実施・運営体制を構築する事業を支援することにより、地方公共団体が地域関係者と連携して地域の特性に応じた計画を策定することを推進し、地域への再エネ導入に関する地域住民との合意形成を推進し、及び地域に冷え裨益する再エネに関する事業の持続性の向上を推進し、もって持続化可能でレジリエントな地域社会の貢献に資することを目的とします。

2. 委託業務の概要

(1) 委託業務名

「2050年までの脱炭素社会を見据えて再生可能エネルギーの導入目標を策定する事業」に係る業務委託

(2) 業務内容

- ① 地域の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた区域内の温室効果ガス、再生可能エネルギーの導入又は温室効果ガス削減のための取り組みに関する基礎情報の収集又は現状分析
- ② 地域の特性や削減対策効果を踏まえた将来の温室効果ガス排出量に関する推計
- ③ 地域の温室効果ガスの将来推計を踏まえた地域の将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成
- ④ 地域の再エネポテンシャルや将来のエネルギー消費量を踏まえた再エネ導入目標の作成
- ⑤ ③及④を実現するために必要な政策及び指標の検討並びに重要な施策に関する構想の策定

※詳細は別紙「2050年までの脱炭素社会を見据えて再生可能エネルギーの導入目標を策定する事業」に係る業務委託仕様書のとおり

(3) 委託期間

委託契約締結の翌日から令和4年1月17日まで

(4) 支払条件

原則、業務完了後一括払い。但し、業務の実施において主管課が必要と判断する場合のみ、伊仙町補助金等交付規則第8条の2項に基づき協議のうえ、支払いを行うことが

できる。

(5) 事業費限度額

9,975,240円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。なお、見積書の金額が事業費限度額を超過した場合は失格とする。

(6) 契約方式

プロポーザルにより選定した事業者を相手方とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約とする。

(7) 特記事項

本業務は、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業のうち、2050年までの脱炭素社会を見据えて再生可能エネルギーの導入目標を策定する事業)を利用して行うものである。

3. 委託予定者選定方法

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式により選定する。

4. 参加資格

参加資格は、次の各号に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法及び民事再生法に基づき、更生手続き開始の申立てがなされていない者
- (3) 租税を完納している者
- (4) 公告の日から審査完了の日までの間に本町から指名停止の措置を受けていない者
- (5) 本業務を一括再委託しない者
- (6) 伊仙町住民との円滑な連携のうえ本業務を遂行でき、伊仙町が指定する打合せ(最大、2回/月の頻度)等に出席できる者

5. スケジュール

公募開始	令和3年 8月27日(金)
質問受付期限	企画提案書等提出期限までの間、随時
参加申込受付期限	令和3年 9月17日(金) 17時まで
企画提案書等提出期限	令和3年 9月27日(月) 17時まで
審査結果通知(予定)	令和3年10月 8日(金)

6. 質問の受付及び回答

このプロポーザルに関する質問の受付及び回答の方法は、次のとおりとする。

(1) 質問の受付

① 受付期限

企画提案書等提出期限（令和3年9月27日（月）17時まで）までの間、随時

② 提出方法

下記の宛先へ電子メールにて質問内容を送信し、電話にて受理の確認をすること。

③ 提出先

伊仙町役場 きゅらまち観光課

kyuramachi01@town.isen.kagoshima.jp

(2) 質問の回答

受け付けた質問に対する回答は逐次、質問者に対して電子メールにて回答する。

7. 参加申込書の提出

(1) 提出書類

① 公募型プロポーザル参加申込書（様式第1号）：1部

② 会社概要（様式第2号）：1部

③ 商業登記簿謄本（原本）1ヵ月以内に発行されたもの

(2) 提出期限

令和3年9月17日（金）17時まで（必着）

(3) 提出場所

伊仙町役場 きゅらまち観光課（担当：栄）

※詳細は「13. 担当部署（書類等提出先）」を参照のこと

(4) 提出方法

郵送および持参にて提出のこと。なお郵送の際は、郵便書留等により履歴が残る方法を取ること。提出期限を過ぎた場合一切受け付けない。

8. 企画提案書等の提出

この公募型プロポーザルに参加する者は、次の要領で企画提案書等を提出すること。ただし、提出期限までに企画提案書等の提出を行わない者は、参加申込書の提出あったとしても、審査対象から除外する。

(1) 提出書類

① 企画提案書（自由様式）

② 見積書（内訳を記載のこと（様式第3号）

④ 統括責任者および業務実施体制（様式第4号）

(2) 提出期限

令和3年9月27日(月)まで必着

(3) 提出部数

正本：1部、副本1部

(4) 提出場所

伊仙町役場 きゅらまち観光課(担当：栄)

※詳細は「13. 担当部署(書類等提出先)」を参照のこと

(5) 提出方法

郵送および持参にて提出のこと。なお郵送の際は、郵便書留等により履歴が残る方法を取る。提出期限を過ぎた場合一切受け付けない。

9. 審査及び選定方法

審査等については次のとおりとする。

(1) 選考方法

審査を行うため、「審査会」を設置する。なお、審査は非公開とし、評価、採点に関する問い合わせや異議は一切受け付けない。

(2) 審査方法

審査会において、提案書及び見積書の書類審査を行う。

審査の結果は、令和3年10月8日(金)17時までに電子メールで通知する。

(3) 選定方法

評価基準書により審査を行い、最も評価点の高いものを第一優先交渉権者とする。

① 選定にあたり、評価点と同点のものが2社以上あるときの対応

ア 見積価格が異なる場合、見積価格が低い者を上位とする。

イ 見積価格が同じの場合、審査委員長の審査を基に上位者を決定する。

② 有効な企画提案者が1社のみときは、平均評価点が70点以上であり、審査会が適正な提案と判断する場合は、第一優先交渉権者とする。

10. 契約締結

契約内容及び契約金額は、第一優先交渉権者とさらに業務実施方針や手法等について協議・調整を行い、正式に決定したうえで随意契約により契約を締結する。なお、第一優先交渉権者との交渉が不調に終わった場合は、次点とされた者と交渉する場合がある。

11. 失格事項

参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合

(2) 提出書類に不備があると主管課が判断した場合

- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 第三者の著作権等の権利を侵害する提案があった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為及び提案にあたり、著しく信義に反する行為があった場合
- (6) その他、本要領に定める手続きを遵守しない場合

12. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する一切の経費は、提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、1社1案とする。
- (3) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (4) 書類提出後の提案等の修正または、変更は一切認めない。
- (5) 提出された書類は返却しない。ただし、提出書類は提出者に無断で他の業務等に使用しない。
- (6) 選定に関する異議は一切受け付けない。
- (7) 本事業の成果物等にかかる権利は、伊仙町に帰属する。

13. 担当部署（書類等提出先）

きゅらまち観光課 担当：栄 拓磨

鹿児島県大島郡伊仙町伊仙 1842 番地

e-mail : kyuramachi01@town.isen.kagoshima.jp

T E L : 0997-86-3111

F A X : 0997-86-2301